

事務事業名 母子家庭自立支援給付金事業

政策:04 だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり

施策:04 子育ての支援

部名:保健福祉部

課名:子育て支援課

基本事業:03 子育て家庭への援助

計画年度	平成20年度	～	年度	事業区分	継続	会計区分	普通会計	
1 対象（誰、何に対して事業を行うのか）				2 手段（事務事業の内容、やり方、手順）				
母子家庭の母				母子家庭の母の就労をより効果的に促進するため、自主的に職業能力の開発を行う母子家庭の母に対し給付金を支給する。 【自立支援教育訓練給付金事業】資格取得の教育訓練講座を受講した母子家庭の母に受講料の一部支給 支給額：受講料の2割相当額（上限10万円、下限4千円） 【高等技能訓練促進費事業】 看護師や介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格取得のために2年以上修学する場合（訓練促進費） 支給額(月額) 非課税世帯：141,000円 課税世帯：70,500円 母子自立支援員兼DV相談員（1名） 週4日（水曜日休）を臨時職員として雇用				
3 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）								
母子家庭の母に対し自立を促し、安心して子育てできる環境を整える。								
4 活動指標・成果指標・事業費の推移								
区分	指標名称			単位	20年度実績	21年度実績	22年度当初	25年度目標値
活動指標	相談員による相談回数（随時）			回	4	1	10	10
活動指標								
成果指標	教育訓練講座・高等技能訓練を受講した母子家庭の母の人数			人	0	4	5	5
成果指標								
事業費				千円	0	3,815	5,276	
				うち一般財源	千円	0	1,057	1,319
5 目的妥当性								
- 法定受託事業である（根拠法令→） - 妥当である - 妥当性が低い				合併前の町村においては、県での事業として利用できていた制度であったが、合併後市となったため、市として自治体を実施すべき事業であるため山武市として、事業実施が必要である。				
6 上位の基本事業への貢献度								
- 貢献度大きい（理由→） - 貢献度ふつう（理由→） - 貢献度小さい（理由→） - 基礎的事務事業				母子家庭の自立移行への支援のため、母子が自立することにより、家庭生活の安定につながり、今後の児童扶養手当額も減少される				
7 対象や意図の妥当性、費用対効果の検討								
- 対象や意図を見直し、費用対効果を上げることができる - 対象や意図の見直しはできない - その他				母子家庭の母の就労をより効果的に促進するための事業であるため。				
8 有効性（成果状況）								
- あがっている - どちらかといえばあがっている - あがっていない				母子家庭の自立移行への資格取得支援であることから、児童扶養手当申請時に事業の概要を伝え、周知利用を促す。				
9 有効性（成果向上余地）								
- 成果向上余地・大 - 成果向上余地・中 - 成果向上余地・小・無し								
10 事業の再編成								
- 類似の事業があり、再編成できる - 類似の事業はあるが、再編成できない - 類似の事業はない				母子家庭への経済的支援を行う事業は他にもあるが、就労支援を主とする支援策は本事業のほかにはない。 雇用関係事業については、市としての独自の事業は無く、ハローワークの紹介等による就労支援となる。				
11 効率性（コスト削減の方法）								
- ある - ない				成果は、まだあがっていないが、就労支援を主とする相談は、今後益々増えてくると思われる。				